

＜ 杉並区公共調達の指針 ＞

指針 1 透明性の確保、公正な競争の促進と不正行為の排除

区民と事業者に信頼される公共調達を実現するため、不正行為を排除し、諸手続に関する経過等の公表や第三者機関による監視のもとに、公平、公正な競争を促進し、透明性の高い入札・契約制度を維持する。

指針 2 適正かつ良好な施工と履行、品質の確保

区の公共調達において、適正な積算のもとで、適正かつ良好な施工と履行、品質を確保することが重要であり、ダンピングを防止するとともに、監督、検査、評価体制の充実に努める。

指針 3 適正な労働環境の整備に配慮した調達の推進

区の公共調達において、公共サービス基本法の主旨に基づき、区の委託業務などに従事する者の適正な労働環境の整備に関し、必要な施策を講じていくよう努める。

指針 4 区の施策推進に寄与する調達の推進

区の公共調達の過程において、区民生活の向上、地域社会及び地域経済の活性化、環境配慮、障害者雇用の促進、子育て支援など、区の施策推進への寄与に努める。

杉並区では、これまで、(1) 透明性の確保、(2) 公正な競争の促進、(3) 適正な施工・履行の確保、(4) 不正行為の排除という4つの基本方針を定め、適正な入札・契約手続きの執行に努めてきた。

このたび、これらの方針を踏まえた上で、今日の社会経済状況の変化に的確に対応すべく、「適正な労働環境の整備」や「区の施策推進への寄与」という視点を加え、新たな4つの指針として定め、これからの区の公共調達のあり方を明確にするものである。

平成24年1月

杉並区